

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 （共同参画社会推進課）	一
○救急医療機関の認定 （医療整備課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 （障害福祉課）	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧 （農村整備課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定 （森林整備課）	二
○建設業許可の取消し （事業管理課）	二
○道路の供用開始 （道路課）	三
○港湾計画の変更の概要 （港湾課）	三
○土地区画整理事業の換地処分の届出 （都市計画課）	四
○公安委員会	
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施	五
○営業許可取消通知の公示	五

## 告 示

○宮城県告示第八百九十六号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ドリーム・グリーン・プロジェクト

一 代表者の氏名

岩下 晴彦

二 主たる事務所の所在地

大崎市鳴子温泉字星沼十五

三 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障害者、就労の可能性のある障害者に対して、主に障害者自立支援法などに基づく障害者福祉サービス事業を行い、障害者の就労促進、自立に寄与すること、また就労が困難な障害者に対しても生活支援や相談事業などを行うことにより、障害者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

中山平温泉ならではの温泉資源を活用して環境保全と地球温暖化防止のテーマであるCO<sub>2</sub>を抑えたエネルギーをハイブリットなシステムを利用した施設で、安心・安全を第一に地域活性と交流の場として、人と自然が共生できる市民農園型の理想的なファーム・パークである夢のある緑地帯（Dream Green）の実現を目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十八日

○宮城県告示第八百九十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台東脳神経外科病院	仙台市宮城野区岩切一・十二丁目一	平成二十三年十一月一日	平成二十六年十月三十一日
公立加美病院	色麻町四電字杉成九	平成二十三年十二月十三日	平成二十六年十二月十二日

○宮城県告示第八百九十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五四〇〇七七九	設置者名	特定非営利活動法人 パワーカーズコープ	事業所の名称及び所在地	ピアサポートセンター 仙台市太白区長町三丁目 一・三	変更年月日	平成二十三年 十一月二十四日
		変更前	長町そら 仙台市太白区長町南三丁目 十三・十九 パーシモン 長町一F(児童デイサービス) ピアサポートセンター から				
		変更後	長町そら 仙台市太白区長町南四丁目 二十五・三(就労継続支援B型)				

○宮城県告示第八百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業栗原地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十一日から平成二十四年一月二十六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第九百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

○宮城県告示第九百一号

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年十二月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社菊地産業 及川 怜子	主たる営業所の所在地	石巻市中屋敷二丁目四・百八十八	建設許可番号	特・二十九千八百四十四号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業	受付年月日	平成二十三年十一月二日
株式会社松家住宅宮城 木村 良将	仙台市宮城野区新田四丁目十六・七	建設許可番号	般・二十九千七百七号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十三年十一月二日	全部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイリング プロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十三年十一月十一日	

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路類の路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
	宮城県知事 村 井 嘉 浩	

一般国道	百十三号	白石市小原字駒屋敷五〇番一地从先から 同市小原字新町二六番一地从先まで	平成二十三年 十二月十六日
------	------	--	------------------

○宮城県告示第九百三三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、石巻港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 公共埠頭計画

(一) 変更する施設

地区名	変更計画		既定計画	
	種別 (メートル)	水深 (メートル)	種別 (メートル)	水深 (メートル)
釜	岸壁	二	岸壁	一
		一		一
		三〇〇		一
		三		一
		二四〇		一

(二) 新たに追加する施設

地区名	種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
釜	岸壁	四・五	三	二四〇

(三) 新たに追加する施設

地区名	用途	面積(ヘクタール)
釜	埠頭用地	一

2 専用埠頭計画

(四) 撤去する施設

地区名	種別	水深(メートル)	バース数

地区名	種 別	名 称	延長(メートル)	(四) 撤去する施設				
				釜	地区名	変 更 計 画	既 定 計 画	
				二〇一	水深(メートル) 面積(ヘクタール)	四二七	一〇	四九

  

釜	地区名	変 更 計 画	既 定 計 画	(三) 航路・泊地			
				水深(メートル)	面積(ヘクタール)	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
二〇一		四二七	一〇	四九			

  

釜	地区名	変 更 計 画	既 定 計 画	(二) 泊地			
				水深(メートル)	幅員(メートル)	水深(メートル)	幅員(メートル)
二〇〇		二〇〇	一〇	二〇〇			

  

釜	地区名	種 別	水深(メートル)	バース数	(一) 廃止する施設	
					ドルフィン(専用)	水深(メートル)
			四・五	二	四・五	五

  

3 水域施設計画						
(一) 航路						

釜	地区名	種 別	水深(メートル)	延長(メートル)	4 廃棄物処理計画	
					新たに追加する施設	新たに追加する施設
九	岸壁			五〇	突堤	東突堤

  

5 土地造成及び土地利用計画							
釜	地区名	用途	面積(ヘクタール)	用途	面積(ヘクタール)	面積(ヘクタール)	
							合緑交通機能用地計

  

釜	地区名	種 別	水深(メートル)	6 物資補給等のための施設	
				新たに追加する施設	新たに追加する施設
九	岸壁			五〇	五〇

  

二 変更後の港湾計画の縦覧場所  
 宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)  
 宮城県石巻港湾事務所(石巻市中島町十七番二号)  
 ○宮城県告示第九百四号

(注)一 ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。  
 (注)二 端数整理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。  
 (注)三 今回の変更に係る地区のみ記述した。

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十三年十二月十六日

宮城県 土木 課 長

一 土地区画整理事業の名称

松島区東郷町土地区画整理事業

二 施行者の名称

松島区東郷町土地区画整理組合

三 事務所所在地

宮城県松島町東郷町1丁目1番11号

四 契約成立の日

平成二十三年十一月二十一日

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第128号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成23年12月16日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車二輪車免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成24年1月23日から 平成24年3月30日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター

センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者  
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成23年12月16日（金）から平成24年1月6日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成23年12月16日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）

○宮城県公安委員会告示第129号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第8条第4号の規定に該当するに至ったので、平成23年12月7日風俗営業の許可を取り消した。

しかし、被処分者の所在が不明で営業許可取消通知書を交付できないので、この告示をもって交付に代える。

なお、営業許可取消通知書は、被処分者から請求があれば、いつでもこれを交付する。

平成23年12月16日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

1 被処分者の営業所の所在地及び名称

宮城県登米市豊里町上屋浦198番地1

ラウンジアムール

2 被処分者の氏名又は名称

佐藤 睦美

3 処分事由

3月以上所在不明であり、法第8条第4号の規定により風俗営業許可の取消しに該当する。

4 その他

(1) この処分に関する場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）